

様式第8号(裏面)

② 労働者の職種 トラック運転手	③ 負傷又は発病の時刻 午前 1時30分頃	④ 平均賃金(算定内訳別紙1のとおり) 11,921円34銭
⑤ 所定労働時間 午後 8時30分から午前 5時00分まで	⑥ 休業補償給付額、休業特(平均給与別支給金額の改定比率(証明書のとおり))	
⑦ 災害の原因及び発生状況 (あ) どのような場所で (い) どのような作業をしているときに (う) どのような物又は環境に (え) どのような不安全な又は有害な状態があった (お) どのような災害が発生したかを詳細に記入すること 当社第2倉庫入口で18リットル入りの白灯油缶を倉庫に入れて保管するために、トラックの荷台から両手でかかえて一缶ずつ運搬中、コンクリートの床面にこぼれていた油を足すべらせ、灯油缶を足に落とし、左足腓骨下端部を骨折した。		
⑧ 厚生年金保険等の受給関係 (ハ) 当該傷病に 関して支給 される年金 の種類等	(イ) 基礎年金番号	(ロ) 被保険者資格の取得年月日 年 月 日
	年金の種類	厚生年金保険法の 国民年金法の 船員保険法の イ ロ ニ ホ
	障害等級	級
	支給される年金の額	円
	支給されることとなった年月日	年 月 日
	基礎年金番号及び厚生年金等の年金記書の年金コード 所轄年金事務所等	

【注 意】

一、所定労働時間後に負傷した場合に、③及び④欄については、当該負傷した日を除いて記載してください。

二、別紙1①欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養等のため休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた平均賃金の額を算定基礎から控除して算出した平均賃金に相当する額が平均賃金の欄に記載してください。控除する期間及び賃金の内訳を別紙1②欄に記載してください。この場合は④欄にこの算定方法による平均賃金に相当する額を記載してください。

三、別紙2は④欄の「賃金を受けなかった日」のうち業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日(別紙2において「一部休業日」という)が含まれる場合に限り添付してください。

四、請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑧欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。

五、⑧欄の他の資料を添付する必要はありません。

六、第二回目以後の請求(申請)の場合には、前回の請求又は申請後の分について記載してください。

七、⑧欄から⑩欄まで及び⑪欄は記載する必要はありません。

八、別紙1(平均賃金算定内訳)は付する必要はありません。

九、その請求(申請)が離職後である場合は、療養のために労働できなかった期間の全部又は一部が離職前にある場合を除く。)

職種はなるべく具体的に作業内容がわかるように記入してください。

別紙の「平均賃金算定内訳」によって計算された平均賃金額を記入します。

⑦どのような場所で、④どのような作業をしているときに、⑤どのような物または環境に、⑥どのような不安全または有害な状態があった、⑦どのような災害が発生したかを、わかりやすく記入してください。

同一の傷病について厚生年金保険等の年金を受給している場合のみ記入してください。

表面の記入枠を訂正したときの訂正印欄

削 字 印
加 字

社会保険 労務 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		印	

記入例

様式第8号(別紙1)(表面)

労働保険番号					氏名		災害発生日	
府県	所管	管轄	基幹	番号	枝	番号	25年5月15日	
1	3	1	1	4	0	2	9	0
							厚労太郎	

この欄には、労働日数等に関係なく一定の期間によって支払われた賃金を記入します。

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日		8年4月1日		常用・日雇の別		常用・日雇	
賃金支給方法		月給		週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制		賃金締切日	
		毎月末				毎月末	
A	賃金計算期間	2月1日から2月28日まで	3月1日から3月31日まで	4月1日から4月30日まで	計		
	総日数	28日	31日	30日	89日		
	基本賃金	300.000円	300.000円	300.000円	900.000円		
	手当	12.000	12.000	12.000	36.000		
	手当	10.000	10.000	10.000	30.000		
計	322.000円	322.000円	322.000円	966.000円			
B	賃金計算期間	2月1日から2月28日まで	3月1日から3月31日まで	4月1日から4月30日まで	計		
	総日数	28日	31日	30日	89日		
	労働日数	19日	22日	21日	62日		
	基本賃金						
	残業手当	35.000	27.000	33.000	95.000		
計	35.000円	27.000円	33.000円	95.000円			
総計	357.000円	349.000円	355.000円	1,061.000円			
平均賃金	賃金総額⑤ 1,061.000円 ÷ 総日数① 89 = 11,921円34銭						
最低保障平均賃金の計算方法							
Aの⑤ 966.000円 ÷ 総日数① 89 = 10,853円93銭							
Bの⑤ 95.000円 ÷ 労働日数② 62 × 60/100 = 919円35銭							
⑤ 10,853円93銭 + ⑥ 919円35銭 = 11,773円28銭(最低保障平均賃金)							
日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	労働日数又は労働総日数	賃金総額	平均賃金(④÷③×73/100)		
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額					
	第4号の場合	従事する事業又は職業					
	第5号の場合	都道府県労働局長が定める金額					
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号第2条による。)	平均賃金協定額の承認年月日 年 月 日 職種 平均賃金協定額 円						
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金の総額⑤ - 休業した期間にかかる②の①) ÷ (総日数① - 休業した期間②の①)							
(円 - 円) ÷ (日 - 日) = 円 銭							

賃金締切日を記入します。

災害発生日の直前の賃金締切日から遡って過去3か月間が平均賃金算定期間となりますので、当該期間における賃金計算期間を記入します。

該当する賃金計算期間中に実際に労働した日数を記入します。

この欄には、労働日数、労働時間数等に応じて支払われた賃金を記入します。

両者を比較して、いずれか高い方が平均賃金とされますので本例の場合の平均賃金は11,921円34銭となります。